五　コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う場合であって、申請者が、その放送対象地域の全部又は一部を含む市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部として行われている他のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者（当該市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部としない他のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に係る同号イからハまでに掲げる者を除く。）である場合であって、コミュニティ放送による地上基幹放送の業務の普及等のために特に必要があると認める場合

六　その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送の業務に係る基幹放送事業者が法第九十三条第一項第四号ハに掲げる者となる場合であって次のいずれかに該当する場合又は当該基幹放送事業者以外の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者が次のいずれかに該当する同号ハに掲げる者に係る同号ロに掲げる者となる場合（その地上基幹放送の業務に係る基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社である場合及びその地上基幹放送の業務に係る基幹放送事業者に対して認定放送持株会社又はその子会社が支配関係を有することとなる場合を除く。）

イ　自己の地上基幹放送の業務に係る認定等（地上基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。以下この号において同じ。）の有効期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当したこと（当該認定等の時より前の時に次に掲げる事項のいずれかに該当したことがある場合には、法第九十三条第一項第四号ハに掲げる者でなくなった場合に次の認定の更新等（地上基幹放送の業務の認定の更新又は特定地上基幹放送局の再免許をいう。以下この号において同じ。）の時までに業務を維持することが困難になるおそれがある財政状態にある場合に限る。）。

(1)　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の更生手続開始の決定を受けていること。

(2)　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の再生手続開始の決定を受けていること。

(3)　債務超過の状態が二年間継続しており、かつ、債務超過の状態にある事業年度を含む連続する三以上の事業年度において経常損失が生じていること。

ロ　当該基幹放送の業務に係る直近の認定の更新等の時にイの括弧書に規定する財政状態にある場合に該当しており、かつ、イの括弧書に規定する財政状態にある場合に該当すること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該基幹放送の業務に係る直近の認定の更新等の時にイ及びロのいずれかに該当する（イに該当する場合には、イの括弧書に規定する財政状態にある場合に限る。）ものとして当該基幹放送の業務に係る認定の更新等を受けていること。

七　申請者が行う地上基幹放送の業務が多重放送又は臨時目的放送の業務である場合

八　申請者等が衛星基幹放送の業務を行う者である場合において衛星基幹放送の業務を行う者が次条に規定する場合に適合しない場合における当該申請者以外の者が地上基幹放送の業務を行う場合

九　申請者が日本放送協会である場合

十　申請者が放送大学学園である場合

十一　基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

2　前項第二号の規定は、その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において、一の者が中波放送又は超短波放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イ又はロに掲げる者、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る同号イ又はロに掲げる者及び新聞社を経営し、又はそれに対して支配関係を有する者となる場合には適用しない。ただし、当該放送対象地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、その地上基幹放送の業務が行われることにより、その一の者（その一の者が支配関係を有する者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、その地上基幹放送の業務が行われることにより、認定放送持株会社又は基幹放送事業者が、当該各号に掲げる者に係る法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者に対して支配関係を有することとなる場合（第一号に掲げる規定にあっては、支配関係を有することとなる基幹放送事業者が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（三以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者及びテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る同号イからハまでに掲げる者であるときを除く。）は、適用しない。

一　第一項第二号　中波放送、短波放送又は超短波放送による地上基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者及びテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者

二　第一項第三号　同号の申請者及び特別基幹放送事業者

三　第一項第五号　同号の申請者及び申請者以外のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者

4　第一項第六号に関し、法第九十三条第一項第四号ハに掲げる者となる基幹放送事業者は当該基幹放送事業者の、同号ハに掲げる者となる基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる基幹放送事業者は当該同号ハに掲げる者となる基幹放送事業者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が第一項第六号イ(3)に掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

（衛星基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第四条　申請者のうち衛星基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えない場合

二　申請者が行う衛星基幹放送の業務が、多重放送、臨時目的放送又は専ら放送番組の配列を示す情報を送信するデータ放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。）である場合

三　基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

2　前項第一号の規定にかかわらず、申請者が地上基幹放送事業者等であるときは、申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該当する場合とする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち衛星基幹放送の業務を行う者（地上基幹放送事業者等に限る。）が全て認定放送持株会社の子会社（地上基幹放送事業者を除く。）であること。

ロ　地上基幹放送事業者又は当該者に係る法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者が衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち衛星基幹放送の業務を行う者が全て地上基幹放送事業者等でないこと。

二　申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われるものに限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

（支配関係の意味）

第五条　次の各号に掲げる条項における支配関係の意味は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一　第三条第一項第六号及び第二項　法第九十三条第二項の関係

二　第三条第三項　次のいずれかに該当する関係をいう。

イ　その認定放送持株会社又は基幹放送事業者が、第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の百分の三十三を超える議決権を有する関係

ロ　その認定放送持株会社又は基幹放送事業者の役員で、第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の役員を兼ねる者の総数が、当該第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の役員の総数の五分の一を超える関係

ハ　その認定放送持株会社又は基幹放送事業者の代表権を有する役員又は常勤の役員が第三条第三項に規定する法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者の代表権を有する役員又は常勤の役員を兼ねる関係